

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1月31日
【会社名】	株式会社タツミ
【英訳名】	TATSUMI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伏島 利行
【本店の所在の場所】	栃木県足利市南大町443番地
【電話番号】	0284-71-3131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木村 英典
【最寄りの連絡場所】	栃木県足利市南大町443番地
【電話番号】	0284-71-3131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木村 英典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2025年1月30日の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2025年1月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式交換契約承認の件

2024年11月13日に、当社及び株式会社ミツバ（以下「ミツバ」といいます。）との間で締結した、ミツバを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約を承認するものであります。なお、本株式交換の効力発生日は、2025年4月1日といたします。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、当社の株主はミツバのみとなり、定時株主総会における議決権にかかる基準日を定める必要性を失うことになるため、当社定款第9条（基準日）の定めを削除し、その他所要の条文番号の変更を行うことを承認するものであります。本議案に係る定款変更は、第1号議案が原案どおりに承認され、2025年3月31日までに本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2025年4月1日に効力が発生するものといたします。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	47,930	2,532		(注)	可決 94.98
第2号議案	47,930	2,532			可決 94.98

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。